

地域指定年度	昭和 46 年度
計画策定年度	昭和 49 年度
計画見直し年度	昭和 59 年度
	平成 8 年度
	平成 14 年度
	平成 22 年度
	平成 28 年度
	令和元年度

豊明市農業振興地域整備計画書

令和元年 6 月

愛知県豊明市

目 次

ページ

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農用地利用計画変更の基本方針	7
(3)	農業上の土地利用の方向	9
ア	農用地等利用の方針	9
イ	用途区分の構想	9
ウ	特別な用途区分の構想	11
2	農用地利用計画	11
第2	農業生産基盤の整備開発計画	12
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	12
2	農業生産基盤整備開発計画	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
4	他事業との関連	13
第3	農用地等の保全計画	14
1	農用地等の保全の方向	14
2	農用地等保全整備計画	14
3	農用地等の保全のための活動	14
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	16
1	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	16
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	18
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用の促進を図るための方策	19
(1)	農地の流動化対策と利用集積の推進	19
(2)	農作業の受委託の推進	19
(3)	担い手農家の育成・確保	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第5	農業近代化施設の整備計画	22
1	農業近代化施設の整備の方向	22
2	農業近代化施設整備計画	22
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	23
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	23
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	23
3	農業を担うべき者のための支援の活動	23
4	森林の整備その他林業振興との関連	23

第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	24
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	24
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	24
3	農業従事者就業促進施設	24
4	森林の整備その他林業の振興との関連	24
第8	生活環境施設の整備計画	25
1	生活環境施設の整備の目標	25
2	生活環境施設整備計画	29
3	森林の整備その他林業の振興との関連	29
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	29
第9	付 図	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	
別記	農用地利用計画	31
(1)	農用地区域	31
ア	現況農用地等に係る農用地区域	31
イ	現況森林・原野等に係る農用地区域	32
(2)	用途区分	32

第1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

豊明市（以下「本市」という）は、愛知県の中央よりやや西部に位置し、東は境川を隔てて刈谷市、北は東郷町、西は名古屋市、南は大府市に接し、面積は 23.22 km²、周囲 27km の地域である。

また、名古屋都心まで 30 分の近距離圏にあり交通の利便性にも恵まれている。昭和 46 年には二村台の分譲が開始されたのを機に人口が急上昇し、昭和 47 年に市制施行がされた。

恵まれた交通利便性に加え、温暖な気候、南に向かって緩やかな傾斜のある地形、土壌については壤土が大半を占めるなど都市近郊農業に適している。農業振興地域は本市北東部が主体で、その一部は南西に連なり、この総面積は 1,537ha である。

本市は名鉄名古屋本線の急行停車の前後駅を有し、名鉄名古屋駅まで約 20 分（急行利用）で行くことができる。道路では、本市の南部に国道 1 号、国道 23 号が走っており、伊勢湾岸自動車道豊明インターチェンジが整備された優れた立地条件であり、これら交通体系に恵まれ中京競馬場、藤田医科大学病院等があり、愛知豊明花き地方卸売市場は、関西・関東への流通など広域的に利用されている。

また、伊勢湾岸自動車道豊明インターチェンジ周辺の地域においては物流系の新たな土地利用計画も進められている。

さらに、本市を北東から南西に縦貫する瀬戸大府東海線についても広域交通幹線として位置付けられており、その沿道の概ね 60m の区域においては立地条件を生かした土地利用が見込まれる。

こうした条件の中で、近年は大都市圏における都市近郊の農業地帯を生かした農用地確保が求められており、地域農業生産の確保を図るために必要な農用地につい

ては、市総合計画等上位計画・関係法令等との調整に十分留意し、団地規模がおおむね 10ha 以上の集团的農用地及びこれらに隣接した土地で災害防止または農業上の効用を高めるために必要な施設の土地を対象として農用地区域を定める。

併せて、集落内及びその周辺に介在する農地または自然的条件からみて引き続き農業の近代化を図ることができないと認められる現況農用地や小集団農用地等については、非農業的土地需要の動向など、市の総合的な土地利用を踏まえて本計画の達成を図る。

なお、農業振興地域における主要用途別の土地利用の現況及び将来目標は、次表のとおりである。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成 30 年)	549	35.7	5	0.3	(-)	10.2	—	—	—	—	826	53.8	1,537	100
目標 (平成 40 年)	515	33.5	5	0.3	(-)	10.1	—	—	—	—	861	56.0	1,537	100
増減	△34		—		△1		—		—		35		—	

(注) 1 () 内は混牧林地面積である。
2 住宅地、工場用地はその他に含む。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 549ha のうち、a～c に該当する農用地で次表に該当する土地を除いた農用地約 364ha について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

単位：ha

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
該当なし					

a 集团的に存在する農用地（10ha以上の集团的な農用地）

単位：ha

集 落 名	農用地面積	備 考
沓掛地区 A-1	—	
A-2	130.8	
A-3	31.3	
A-4	91.6	
A-5	—	
A-6	—	
A-7	—	
阿野・栄地区 B-1	5.8	
B-2	—	
B-3	—	
B-4	23.5	
間米地区 C-1	12.3	
計	295.3	

- b 国・県が実施または補助する土地改良事業またはこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

単位：ha

集 落 名	農用地面積	備 考
沓掛地区 A-1	15.6	
A-2	4.7	
A-3	19.9	
A-4	—	
A-5	3.1	
A-6	3.0	
A-7	3.0	
阿野・栄地区 B-1	—	
B-2	4.6	
B-3	8.6	
B-4	—	
間米地区 C-1	5.7	
計	68.2	

- c a及びb以外の土地で、本農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

単位：ha

集 落 名	農用地面積	備 考
沓掛地区 A-1	—	
A-2	—	
A-3	—	
A-4	—	
A-5	—	
A-6	—	
A-7	—	
阿野・栄地区 B-1	—	
B-2	—	
B-3	—	
B-4	—	
間米地区 C-1	—	
計	—	(該当なし)

ただし、aからcの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

単位：ha

集 落 名	農用地面積	備 考
沓掛地区 A-1	1.4	沓掛町鳥ヶ根・井ノ上等
A-2	0.7	沓掛町中川・川部等
A-3	13.7	沓掛町天白・石畑等
A-4	0.5	沓掛町寺内・荒井等
A-5	2.2	沓掛町寺池等
A-6	—	
A-7	5.9	沓掛町丘下・宿等
阿野・栄地区 B-1	3.2	阿野町荊外山・東阿野等
B-2	—	阿野町小島・大島等
B-3	5.6	栄町山ノ田・村前等
B-4	—	栄町道山・元屋敷等
間米地区 C-1	1.4	間米町間米・森前等
計	34.6	

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと思われる次に掲げる農用地

単位：ha

集 落 名	農用地面積	備 考
沓掛地区 A-1	10.4	概ね5%以上の傾斜地等
A-2	2.9	
A-3	49.3	丘陵地等
A-4	1.0	
A-5	—	
A-6	—	
A-7	13.2	
阿野・栄地区 B-1	8.1	
B-2	1.4	
B-3	29.8	丘陵地等
B-4	10.1	丘陵地等
間米地区 C-1	11.7	丘陵地等
計	137.9	

(c) 市の判断により農用地区域に含めない農用地

単位：ha

集 落 名	農用地面積	備 考
沓掛地区 A-1	—	
A-2	—	
A-3	—	
A-4	—	
A-5	—	
A-6	—	
A-7	—	
阿野・栄地区 B-1	0.9	
B-2	0.6	
B-3	—	
B-4	11.0	栄町小松林・舟田等
間米地区 C-1	—	
計	12.5	

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

単位：ha

集 落 名	面積	備 考
沓掛地区 (A-1～7)	—	
阿野・栄地区 (B-1～4)	0.1	倉庫
間米地区 (C-1)	0.1	加工施設
計	0.2	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農業基盤整備事業の施行に関わる農用地に介在し、または、隣接する山林、原野等については、農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針である。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

担い手の高齢化、農家の農業離れによる他産業への流出現象等、農家の抱える問題が見受けられるため、農業振興地域整備計画では時代の変化を考慮し、今後の本市の農業振興に取り組む。

農業振興地域整備計画は、概ね 10 年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と整合をとりつつ、地域の活性化を進めるとともに、将来的に次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備し、優良農地の保全に努める。

ア 編入の対象とする土地

以下の土地については、農用地区域への編入に努める

- (ア) 過去または現在において、国・県の直轄及び補助する農業生産基盤整備事業が実施されている土地、あるいは今後実施の見込みのある土地。
- (イ) おおむね 10ha 以上の規模の集団農用地で、優良農地として保全していくことが望ましい土地。
- (ウ) 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地。

イ 除外の対象とする土地

集団的農用地として保全していくことが極めて困難で、以下のいずれかの項目に

該当する農地については、農用地区域からの除外を検討する。

(ア) 近代化不可地

過去において農業生産基盤整備事業が実施されておらず、今後も実施される見込みのない土地または、工事完了後 30 年以上経過した土地で、営農条件が悪く生産性の低い土地や、その土地の位置、地形、その他自然的条件からみて、効率的な近代的な農業が営めない土地。

また、周辺の農用地区域の集団性、連担性を損なわず利用上の支障が軽微である土地。

(イ) 集落介在地

住宅、店舗、道路、地域の広場・公園等の集落施設に介在した土地で、かつ地域で実施された農業生産基盤整備事業の平均的整備規模（概ね 3,000 m²）以下の小規模な飛び農用地等で、周辺の農用地等と一体的、効果的な利用が困難な土地。

また、周辺の農用地区域の集団性、連担性を損なわず利用上の支障が軽微である土地。

さらに、過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後も実施する予定のない土地または、工事完了後 20 年以上経過した土地。

(ウ) 個別案件の土地

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号による農用地区域から除外するための要件を全て満たす土地及び法律第 10 条第 4 項に該当する土地で、除外する目的について農地法・都市計画法等、他法令による許認可の必要な場合の見込みが明らかである農用地等については除外を検討する。

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内農用地のうち、田については水稻の他、近年は小麦・大豆等の生産に利用され、また、畑については、はくさい・なす・メロン・トマト等の少量多品種にわたって高度な土地利用がされている。都市近郊地域の特色を生かした野菜・果樹等の生産に加え、愛知豊明花き地方卸売市場の地元の地の利を生かした花苗の産地化をなお一層推進するなど農用地の有効利用を図る。

また、市の農地バンク制度により土地利用型新規就農者を誘導し、農用地の有効利用を図るものとする。新規就農者が農業者として当市に定着させるための方策として、収益性の高いカリフローレを市の新たな農産物ブランドにすべく関係機関や市民団体と協力し推進していく。

なお、市域の南部地域は国道1号・23号、さらに伊勢湾岸自動車道豊明インターもあり、これらに関連した非農業的土地需要の増加も考慮に入れつつ、農地の集団性の維持、農作業の効率化への取りくみ等総合的な利用に支障を及ぼさない範囲で調整を図るものとする。

農用地等の利用方針は、次のとおりである。

単位：ha

区分 地区名	農地	採草 放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計
沓掛地区（A-1～7）	338	—	—	5	343
阿野・栄地区 （B-1～4）	45	—	—	—	45
間米地区（C-1）	21	—	—	—	21
計	404	—	—	5	409

(注) 農地は道水路等を含む。

イ 用途区分の構想

(ア) 沓掛地区（A-1～A-7）

a 勅使水系、若王子水系及び荒巻水系に属する平坦部の約236haについては、

田として既に県営ほ場整備事業、団体営農村総合整備モデル事業等により、水利及びほ場条件が傾斜度 1 / 1,000 未満で整備されており、今後の大型機械化に対応する条件を備えていることからオペレーターへの受委託を進め、経営の近代化に努める。

- b 主要地方道瀬戸大府東海線より北西及び東郷町、名古屋市との境界に隣接した区域の 74ha については、田としておよそ 5 分の 2、畑として 5 分の 3 の現況利用の維持に努める。

また、若王子川と境川の合流点より南西約 300m で中川集落と境川右岸に囲まれた区域の約 15ha については、現在、団地性に乏しいため、秋冬はくさいの作付けがされているが、メロン、トマト等の施設園芸への転換を図る。

- c 若王子池南西棧敷池及び市道石根葎廻間線に挟まれた区域の約 18ha は、おむね畑としての利用であり、現在、新規就農者を始めとした担い手が規模拡大を進めている。今後は、農地中間管理機構の活用を進め、農地の集積化及び耕作の効率化、担い手への集約化を図る。

- d 本地区では、主要地方道瀬戸大府東海線及び県道阿野名古屋線などの道路網が整備されたことにより、その周辺の地域において物流業務等の都市的土地需要が高いことから、柿ノ木周辺地区において産業立地計画が進められており、産業用地と農用地との積極的な分離を実施することにより、周辺農地の利用集積及び効率的な利用の促進を図る。

(イ) 阿野・栄地区 (B-1 ~ B-4)

- a 当該区域の約 45ha については、現在南部を除き概ね田として利用されている。水利条件も良く、ほ場整備も完了されており大型機械に対応する条件を備えていることから、産業立地計画のない北中部については引き続き田としての利用の維持に努める。

- b 愛知豊明花き地方卸売市場の地元の利を生かした花苗の産地化を推進する。

- c 本地区南部の伊勢湾岸自動車道豊明インターチェンジ周辺の地域においては、物流業務等の都市的土地需要が高いことから、元屋敷・神田地区において産業立地計画が進められており、産業用地と農用地との積極的な分離を実施することにより、周辺農地の利用集積及び効率的な利用の促進を図る。

(ウ) 間米地区 (C-1)

- a 中京競馬場より南東部に広がる帯状の 21ha については、ほ場整備事業も完了しており、農地の団地化を推進し野菜生産団地としての利用を図る。
- b 本地区では、名古屋鉄道前後駅に近接している地域性により住宅用地としての需要が高いことから土地区画整理事業計画が進められており、住宅用地と農用地との積極的な分離を実施することにより、周辺農地の利用集積及び効率的な利用の促進を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

(ア) 沓掛地区 (A-1 ~ A-7)

構想なし

(イ) 阿野・栄地区 (B-1 ~ B-4)

構想なし

(ウ) 間米地区 (C-1)

構想なし

2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。(詳細は付図 8 号のとおり)

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地区域内における農用地は、田 288ha、畑 69ha、樹園地 7ha、計 364ha である（農業用施設用地 5 ha）。本地域東南部一帯は、三河平野に連なる平坦地であり、沖積層として比較的肥沃な耕土であるが、北西部は、丘陵地帯で第 3 紀新層の瘦薄地である。傾斜度については、南北に 1/100～1/1,000 の緩傾斜の条件のもと、本地域の農用地の大部分は農業生産基盤整備が完了しているが、今後は、整備された施設（用排水路）の適切な維持管理を行う。また、愛知用水二期事業については事業が完了し、その受益地において用排水分離の灌漑用パイプライン化の整備も事業が完了している。

ア 沓掛地区（A-1～A-7）

本地区の大部分の 303ha のほ場整備が完了している。愛知用水の山新田分水地域では、愛知用水二期事業の整備は済んでいるが、パイプラインの再整備が必要となる。また、湛水防除事業として大久伝排水機場の更新工事を計画している。

イ 阿野・栄地区（B-1～B-4）

本地区は、43ha のほ場整備が完了しているので今後、施設の維持管理に努めていく。

ウ 間米地区（C-1）

本地区は、18ha のほ場整備事業が完了しているので今後、施設の維持管理に努めていく。

2. 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4. 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

利用集積による農地の有効利用、担い手農家による規模拡大・集団転作、農業経営の効率化等により安定した農業経営基盤を確立し、農業生産の基盤となる優良農地の保全に努めるとともに、農地の多面的役割としての治水・環境・景観も考えた農業の振興を推進する。

2. 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積	対図番号	備考
県営防災ダム整備事業	堤体工 1式	杏掛地区	106ha	1	勅使池地区 H32～34
県営湛水防除事業 (豊明東部2期)	排水機場 1ヶ所	杏掛地区	86ha	2	大久伝地区 H30～36

※「付図3号農用地等保全整備計画図」参照

3. 農用地等の保全のための活動

農地の集団化や農業生産組織の再編を促進し、集団化・連担化した条件で担い手である認定農業者などに農地が集積されるよう努めるとともに、豊明市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、遊休農地の利用の掘り起し活動を強化する。

また、多面的機能支払交付金の活用により、地域全体で農地や水路を保全する共同活動を促進し、地域の財産である農地・水・環境の保全に努める。

農地所有者に対しての「農地利用意向調査」の結果を基に、規模拡大希望の担い手や新規就農者へ農地の斡旋を迅速に行っていく。当市は今まで賃貸借が主であったが、市や農業委員会が利用調整を行うことで使用貸借での農地の斡旋を進め、借り手の負担軽減を図る。

また、耕作放棄地になっている農地の所有者に対し適切な農地利用を図るよう指導し、耕作が再開できない場合は、農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業を活用した担い手への農地集積を図るよう指導する。

さらに遊休農地の解消活動の支援においては、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業を活用し、認定農業者などの担い手への利用集積を推進し、さらに新規就農者への農地の斡旋を積極的に行うことにより、農地の有効利用を図る。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業経営の目標は、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主体とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

効率的かつ安定的な農業経営の目標	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
	基幹経営体 概ね800万円 年間農業所得は、主たる従事者2人（主たる従事者1人当たり400万円）を想定して示している。	概ね1,800時間
新たに農業経営を営もうとする青年等の目標	概ね250万円程度 地域他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得とする。	概ね2,000時間

資料：「平成28年：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」

上記に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
基 幹 経 営 体	水田専作	20ha	水稲 20ha	10	(ha) 200.0
	ブドウ直売専作	1.20ha	ブドウ 1.20ha	6	7.2
	イチゴ直売専作	0.35ha	イチゴ狩り 0.30ha 直売 0.05ha	1	0.35
	トマト直売専作	0.40ha	トマト促成 0.40ha	1	0.40
	酪農	搾乳頭数 50頭	—	2	—
	採卵鶏	採卵鶏羽数 15,000羽	—	2	—
ス テ ッ プ ア ッ プ 経 営 体	水田専作	80ha	水稲 50ha・麦 20ha・大豆 10ha	—	(ha) —
	ブドウ直売専作	2.20ha	ブドウ 2.20ha	—	—
	イチゴ直売専作	0.70ha	イチゴ狩り 0.35ha 直売 0.35ha	—	—
	トマト直売専作	0.80ha	トマト促成 0.30ha トマト半促成 0.30ha トマト抑制 0.20ha	—	—
	花苗	0.20ha	施設 0.16ha 露地 0.04ha	—	—
	シクラメン・ハイドラングア	0.20ha	シクラメン 20a ハイドラングア 20a	—	—
	採卵鶏	採卵鶏羽数 57,000羽	—	—	—

資料：「平成 28 年：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」・農業政策課

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
青年等個別経営体	キャベツ主体経営	1.20ha	キャベツ 1.20ha スイートコーン 0.60ha	—	—
	ナス専作経営 (夏秋ナス)	0.13ha	ナス 0.13ha	—	—
	ハクサイ・スイカ 複合経営	0.83ha	ハクサイ 0.80ha スイカ 0.80ha	—	—
	ミニトマト 専作経営	0.10ha	ミニトマト 0.10ha	—	—
	イチゴ専作経営	0.16ha	イチゴ 0.16ha	—	—
	イチジク主体経営 (補完露地野菜)	0.50ha	イチジク 0.30ha スイートコーン 0.20ha ニンジン 0.20ha	—	—

資料:「平成28年:農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業者に対して、集団的な土地利用調整活動を実施し、優良農地を面的に集積した上で認定農業者に利用権設定し、効率的な農用地の利用を図る。新規就農者に対しては、人・農地プランエリア内での農地を優先的に斡旋し、制度資金等の活用を図り、併せて土地利用型新規就農者を誘導するための方策として、収益性の高い新規野菜の作付を推奨する。

また、これらの農地等の有効利用に関する気運の向上を図り、地域の農業委員や農業協同組合等の協力を得て、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定促進事業を積極的に推進し、農地の集積及び集団化を促進する。

さらに、認定農業者を中心とした農作業受委託組織を育成し、機械の共同利用・作業単位の拡大・作期の調整等の推進を図るとともに、地域の農地を十分に把握した農地利用最適化推進委員による農地の集約化を推進するなど、地域にあった営農類型の確立を図る。

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市の農地バンク制度等を活用し、認定農業者等、農業経営の規模拡大に意欲ある農業者による農地の掘り起こしをし、遊休農地の解消のために、具体的な活動の一層の充実を図る。

また、農業経営の規模拡大及び農用地の効率的利用に関して、より組織的・計画的に進めるためには、ほ場整備された優良農地を中心に、地域の農業生産と農地の有効利用に対する多面的な調整が必要であり、以下の方策を推進する。

(1) 農地の流動化対策と利用集積の推進

ア 農地中間管理事業

本市、農業委員会は、農地中間管理事業を促進するため、情報提供に努める。

今後、農家の意向を踏まえつつ農地中間管理事業の活用を推進する。

イ 利用権設定等促進事業

基盤整備完了区域及びほ場整備事業が今後実施可能な区域においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を生かし、当事業を重点的に実施する。

特に換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件化で効率的な生産が行えるようにする。

ウ 人・農地プラン

経営体の確保・育成や、農地の集積に必要な取組みを支援するため、農業次世代人材投資資金事業や経営体育成支援事業の制度を活用し、中心的な経営体の体質強化を図るとともに、農業の競争力を高め、持続可能な農業の実現を目指す。

(2) 農作業の受委託の推進

農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るため、次の項目について重点的に推進を行う。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- ② 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑤ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受委託料金の基準の設定

(3) 担い手農家の育成・確保

担い手農家の確保・育成を推進するため、農業委員会、農業協同組合、県と協力し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれら周辺農家に対して、農業協同組合、県と協力し営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組みを実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の指示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

(ア) 青年農業者の育成確保及び新規就農者への方策

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の中心となる青年農業者に対し、高度な知識、技術等を習得させるよう誘導するとともに、幅の広い視野を持った地域農業の担い手として育成する。

平成 24 年 8 月から開始した農地バンク制度により新規就農が図られ、本市の平成 29 年の新規就農者は 2 人（うち、45 歳未満は 2 人）であり、従来からの基幹作物である米の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。これらの状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図る。

遊休農地対策で、市が新規就農者に対して土地利用型農業である露地野菜を推奨しているが、一部収益性の高い品目を作付し、収入が確保できるよう J A あいち尾東が中心となり営農指導を行い新規就農者の定着を図る。

さらに、就農相談から就農・経営定着の段階まできめ細やかに支援し、就農希望者に対して、農地については本市農業委員会や農地中間管理事業による紹介、技術・経営面については愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課や J A あいち尾東、生産組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

本市の主要作物のうち、稲・麦・大豆・野菜・果樹等の施設については整備されており、今後は、作業の効率化、品種選定、経営改善に努める。花き、畜産については、近代化施設の整備を進めるとともに生産の効率化を図る。

(1) 畜産

畜産については、悪臭や水質汚濁の防止のため、家畜糞尿の処理の方法として生ごみ堆肥化施設における副資材として活用することで、公害に配慮した畜産経営と、畜産の産業廃棄物としての糞尿を堆肥化し、耕種農家が使用することによって土壌還元するという環境保全型の農業を推進する。

(2) 花き

花きについては、愛知豊明花き地方卸売市場の立地により流通に恵まれている状況を踏まえ、花苗の産地化及び切花・鉢花の経営体の育成を図る。

(3) 野菜

農薬の適正使用と生産履歴記帳を徹底し、野菜の品質と安全性の向上を図り、販売面での信頼性と優位性を確保するため、食品の流通経路情報(トレーサビリティ)システムにて出荷時の生産方法の表示を進める。

露地野菜については、特に新規就農者に推奨しており、制度資金等を活用しトラクター等の機械導入を進め、作業の効率化を図り、生産規模の拡大に繋げていく。

2. 農業近代化施設整備計画

該当なし

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市においては、農業を担うべき者の育成・確保について、経営感覚に優れた効率的で安定的な農業経営をするために、高度な知識や技術等を習得する機会を充実し、幅の広い視野を持った農業者の育成に努める。

また、新たな産地直販の仕組みとしてインターネットを活用した農産物の販売方法を指導する。

2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3. 農業を担うべき者のための支援の活動

愛知県や農業協同組合の協力を得て、先進的技術の導入等の生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策についての指導を進める。

新規就農希望者に対し、初期段階から市、愛知県、農業協同組合の関係機関と合同面談を行い、スムーズに就農できる様指導を進める。就農後も関係機関との連携を密に行い、新規就農者に対してのフォローアップに努める。

また新規就農者や就農希望者を対象とした意見交換会を実施し、愛知県、農業協同組合、農業共済などにも同席してもらい、関係機関と新規就農者等との関係構築や新たな担い手同士の交流を通じ、意欲向上を図っていく。

4. 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は名古屋市に隣接し、豊田市にも近いため、近郊に安定した就業の場が多いものの、本市における安定した雇用力を充実させるべく、新たな企業を誘致し、雇用の場を創出する必要がある。市の方針としては地元の農業従事者のニーズにあった、より安定的な就業機会の確保を目指す。

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	—	95	89	184	239	114	353	334	203	537
自 営 兼 業	—	62	36	98	25	19	44	87	55	142
日 雇 ・ 臨 時 雇	—	11	54	65	30	37	67	41	91	132
そ の 他	—	20	38	58	10	11	21	30	49	79
総 計	—	188	217	405	304	181	485	492	398	890

備考 平成 27 年 12 月実施の「豊明市農業振興地域整備計画に関する意向調査」を基礎に集計したものである。

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

該当なし

3. 農業従事者就業促進施設

該当なし

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標

大都市名古屋市に隣接する本市では、我が国経済社会の変化の中で、就業の機会にも恵まれるなど、従来の農村即農業者の居住区域という形態は大きく変貌してきている。同時に、農業者自体の質的变化（兼業化への移行）と非農家との混住社会が進む中で、これら農村居住者の生活水準は全般的に向上し、農村に居住する人々の間にも都市と同様に道路の整備・舗装、医療施設の整備、憩いの場、スポーツ施設、下水道の整備等、健康で安全で文化的な生活環境の中で安定感のある生活を望むなど、環境整備へのニーズは多様化・複雑化している。

このような要望に応え、農村においても同等に便宜を享受し得る福祉の問題として捉え、農村に居住する人々に定住のための生活基礎施設を整備し、ため池などを利用した公園化を図り、自然とのふれあい空間を整備する。

(1) 安全性

防災面では、小学校等の公共施設を核とした地域の避難拠点機能の充実を図るとともに、地域の自主防災組織を充実し、地域の災害危険箇所の点検や防災訓練の実施などを通じて災害時の地域における防災力の向上を図る。

治水面では、河川等の治水機能を強化し、排水施設の適正な維持管理を行うなどの総合的な浸水対策が必要である。

防火面では、初期消火の習得を図るため、地域で行う消防訓練の回数を増やすと同時に参加者を増やしていく。

交通安全面では、歩道設置が困難な生活道路で、通過交通等により交通安全上問題な箇所は、蓋付側溝の整備や電柱の付け替え、歩行者通行帯の着色舗装等の工夫により、歩行者のスペースを確保する。また、自転車の利用が多く、かつ歩道幅員の広い道路については、自転車専用レーンの設置等により歩行者と自転車との分離を検討する。

防犯面では、防犯灯が少なく暗い道路で犯罪が発生する恐れがあることから、防犯灯設置の促進を図るなど、安全で明るいまちづくりの推進を図る。また、地域住民によるアダプトプログラムを推進するなど、地域住民の協力等により犯罪への抑止力を高める。

(2) 保健性

ごみの面では、人々のマナーの向上を図るとともに、ごみを捨てにくい環境をつくる。

また、地域に根差した美化活動を推進し、資源の分別など、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努める。

上水道では、水源地である木曾川上流地域との交流事業のなかで、水源地域の保全に寄与する活動に取り組む。また、非常時の安定供給を図るため水道施設の耐震化を進めるとともに、生活水として活用できる「善意の井戸水制度」の充実を図る。

下水道では、市街化調整区域内の下水道未整備地区において、より効果的かつ経済的な汚水処理施設整備を図るため、個別浄化槽との事業区分や一部地域の市街化区域編入に伴う下水道整備も視野に入れ、全域において清潔で文化的な生活環境を整備する。

家畜糞尿の処理については、堆肥としての活用を進めるなど、環境と生産が調和した農業を推進する。また、高病原性鳥インフルエンザ対策については、万全を期して取り組む。

害虫・害獣対策については、市環境課、農業協同組合、民間が一体となって駆除に取り組む。

医療面では、高度医療の提供が可能な藤田医科大学病院を始めとして、医療、介護を受ける環境について非常に恵まれた水準にあり、今後は、必要量を見極めながら環境整備を進めていく。

(3) 利便性

交通面では、本市の幹線道路体系を構成している都市計画道路の未整備区間を計画的に整備し、幹線道路網の充実を図る。

公共交通としては、既存バス路線の利用促進を図りながら、現状の民間路線バスの維持を図るとともに、現在3路線が運行されている市内巡回バス路線(ひまわりバス)について、利用者のニーズに基づいた路線の見直しを実施し、利便性の向上を図る。また、既存のバス路線では対応できない需要に対しては、利用者数や目的など需要に応じた公共交通を地域の協力を得ながら検討する。

情報・通信面では、「広報とよあけ」が市民にとって親しみがあり、読みやすい広報紙とするため、内容やデザイン等の工夫に努め、引き続き音声による広報や外国人向けの広報を作成するなど、すべての人に理解できる広報紙づくりに努める。

また、高齢者や障がい者にやさしいホームページの作成に努めるとともに、多様な情報媒体を併用するなど、情報格差に配慮した行政情報等の提供に努め、コンピュータなどの機器が扱えないなどによって不利益を生じないように、パソコン教室などの情報教育事業の継続に努める。

(4) 快適性

公園、河川、ため池を保全し、市民の生活にうるおいを与える親水・レクリエーション空間として活用するとともに、水と緑のネットワーク軸の形成を図る。

また、市民の憩いの場、防災や環境上における貴重なオープンスペースとして公園の適正な配置及び公園機能の整備充実を図る。市内には総合公園のような大規模公園がないことから、誰もが楽しめる憩いの場、自然とふれあえる場、災害時に避難場所になる場など、市民のニーズにあった公園整備を進める。

高齢者の面では、高齢者の長年培ってきた能力を生かすためボランティアセンターや老人クラブ活動などを通して高齢者の社会貢献活動機会の拡大を図る。さらに、健康で働く意欲と能力がある高齢者がその経験を活かし、多種多様な仕事の機会や技能

の習得機会などが得られるよう、シルバー人材センターを支援する。

子育て面では、多様化する保育ニーズに対応し、仕事とその他の社会活動と子育てが両立できるようにするため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、特に3歳未満児の保育の受け皿確保を始め、延長保育事業、一時預かり事業、障がい児特別支援事業、病後児保育事業等の充実を図る。

(5) 文化性

スポーツ面では、多くの市民が利用する施設の安全性を高めるため、新たな施設整備や既存施設の改修などスポーツ施設の整備を進め、地域住民が気軽にスポーツ活動ができるよう、学校教育活動に支障のない範囲で、学校の体育施設を開放して、多くの市民が利用できるように努める。また、市民スポーツに取り組みたいというニーズに対応するため、初心者や高齢者向けのクラスの設定や定員拡充など各種スポーツ教室の充実を図る。

文化財等では、ナガバノイシモチソウの自生地保護など、市内で絶滅の危機にある希少種を守るため、関係地域での開発にあたっては、これらの生育環境への影響に関する調査を指示するなど、最大限の努力を図る。また、歴史をたどりながら散策できる歴史散策ルートや自然環境等を満喫できるルートなど、地域資源をネットワークした観光ルートを設定する。

さらに、市内に点在する旧東海道の歴史的な遺構や神社仏閣などの歴史的資源を保全しつつ、活用に向けた環境整備や景観整備等の支援を検討する。観光ルートにおいては、舗装の整備や案内板の設置、ベンチ等の整備等を進め、地域の歴史資源の有効な活用を図る。

2. 生活環境施設整備計画

該当なし

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4. その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別 添

1 土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、「除外する土地」の欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

(ただし、詳細は表示の手段としての平面図「付図8号」による。)

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	沓掛町のうち、豊山・岩金・焼山・車田・水白と切山の若王子水系の田地を除いた地域、切山台・烏ヶ根・藪田の北東部	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
A-2	沓掛町のうち、池ノ内・古池・水白と切山の若王子水系の田地、陣田・藪田の中南部、新道・神明・明和・下ノ坪・万場・一本木・柿ノ木・下高根・上山・川部・中川・小所の東部、掛下・曙・下山	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
A-3	沓掛町のうち、山新田・一長田・若王子・藪廻間・棧敷・勅使・石根・山田・坊主山・徳田・女松原・天白・定納畑・長定・長間地・松本	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
A-4	沓掛町のうち、徳田池下・金山・東門・東本郷・西田・志水・萱野・寺池の中南部、広坪・寺内・十三塚・小所の西部 新田町のうち、城西 大久伝町のうち、西・東・中の北部	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
A-5	西川町のうち、荒巻・広原	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
A-6	大久伝町のうち、中・南の南東部	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
A-7	沓掛町のうち、城塚・八幡前の南部・恵畑	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
B-1	阿野町のうち、苧外山・上石田	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
B-2	阿野町のうち、小島・正戸	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
B-3	栄町のうち、梶田 阿野町のうち、長根・昭和	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
B-4	栄町のうち、元屋敷・神田・小松林・舟田	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
C-1	間米町のうち、峠下・鶴根・爛坂・森前・純堀・榎山・廻渡・島川	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	

イ 現況森林・原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

(ただし、詳細は表示の手段としての平面図「付図８号」による。)

地区・ 区域番号	用途区分
A-1	農地：付図８号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地
A-2	農地：付図８号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地
A-3	農地：付図８号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地
A-4	農地：付図８号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地
A-5	農地：付図８号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地
A-6	農地：付図８号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地
A-7	農地：付図８号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地
B-1	農地：付図８号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地
B-2	農地：付図８号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地
B-3	農地：付図８号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地
B-4	農地：付図８号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地
C-1	農地：付図８号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地